

【 検 査 】

８５６ 耳鳴検査（めまい）の算定について

《令和８年８月３１日》

○ 取扱い

めまいに対するD244 自覚的聴力検査「５」耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

D244 自覚的聴力検査「５」耳鳴検査については、厚生労働省通知※に「耳鳴検査は、診断用オーディオメーター、自記オーディオメーター又は耳鳴検査装置を用いて耳鳴同調音の検索やラウドネスの判定及び耳鳴り遮蔽検査等を行った場合に算定する。」と示されている。

以上のことから、めまいに対するD244 自覚的聴力検査「５」耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について